

# 診断機関 公募要領の H31 年度からの変更点要約

令和 2 年 4 月

頁	項 目	2019 年度 (平成 31 年度)	区分	令和 2 年度
1	前書き		追加	なお、本年度の診断内容には、従来の診断に加え、特定のシステムに限定して診断する「特定システム診断」があります。
<b>2. CO2 削減ポテンシャル診断事業の目的</b>				
5	2.1 CO2 削減ポテンシャル診断事業のスキーム		追加	⑤診断機関が報告会を実施し、受診事業所が診断費用の支払いをして診断は完了します。
5	図 1		追加	⑤
<b>3. CO2 削減ポテンシャル診断事業の概要</b>				
7	3.1 CO2 削減ポテンシャル事業の流れ (図 3)		変更	「確認機関」の実施事項を記載
8	3.1.1 受診事業所による診断機関の選定	診断事業では、受診事業所自らが診断機関を選定したうえで交付申請することを基本としています。	変更	受診事業所は、診断機関リストを参照し、受診事業所が希望する診断内容・地域・業種等と合致する2者以上の診断機関から見積もりをとります。 ただし、見積書を提出する2つの診断機関が、共同で診断を実施できる「主診断機関」と「副診断機関」の組み合わせである場合は2者以上と認めません。
8			追加	診断内容 《総合診断とは》 受診事業所の総合的な診断で、2019年度以前の診断に相当します。 《特定システム診断とは》 以下の4つのシステムの内1つに特化した診断で、事業所の特性に合わせた診断が可能です。 ・空調システム ・蒸気システム ・冷却水システム ・圧空システム 各システムの詳細は「CO2削減ポテンシャル診断 実践ガイドライン2019」第5章5.3.1～5.3.4参照
9	3.2.1 受診事業所との契約の締結		追加	契約書には、本補助事業に係る診断であり、実施する診断が「総合診断」と「特定システム診断」のどちらであるかを記載してください。また、診断費用、実施期間、不慮の事態が発生した場合の処理方法等を記載してください。
9	3.2.2 診断内容の協議		追加	診断にあたっては、「実践ガイドライン 2019」を参照してください。 ・計測および診断の質の向上 ・対策提案とその効果算定の質の向上 ・診断結果報告書と診断結果報告会の質の向上を図ることができます。
12	3.3.3 診断結果報告会の開催		追加	なお、報告会で受診事業所から対策提案の追加などの要望が出された場合には、希望に沿うよう対応してください。
12	3.3.4 診断結果報告書及び診断結果報告書確認の提出		追加	報告会の終了後、報告書に「診断結果報告会議事録」と「診断実施の記録」を記載してください。
12			追加	診断機関窓口への提出は、クラウドシステム上で行います。
13	3.8.1 補助金交付額の算定方法		追加	受診窓口が受診事業所に支払う交付額は、申請書類のうち受診窓口から認められた交付の決定額と実際に診断に要した経費(補助対象経費支出額)を比較して少ないほうの額(選定額)に補助率を乗じた額(1000円未満切り捨て)になります。
13	3.8.2 補助金の上限額	受診窓口が受診事業所に支払う補助金の上限額は 90 万円～110 万円です。	変更	「総合診断」に対する選定額の上限額は 90 万円～110 万円です。
13			追加	「特定システム診断」に対する選定額の上限額は60万円です。内容チェックの結果による減額はありませぬ。補助金の上限額に関する詳細は、「CO2削減ポテンシャル診断事業 公募要領」を参照してください。また、機

診断機関 公募要領の H31 年度からの変更点要約

令和 2 年 4 月

頁	項 目	2019 年度 (平成 31 年度)	区分	令和 2 年度
				器導入事業への応募において、「総合診断」と「特定システム診断」で採択要件に違いはありません。
13			追加	なお、「総合診断で」交付申請していても、内容チェックの結果、計測結果が「特定システム診断」に該当する場合や、特定システムではない設備の計測をしていても、その結果が対策提案に反映されていない場合には、「特定システム診断」と判定される場合があります。
14	3.8.3 補助金の補助率		追加	補助率は10分の9とします。
<b>4. 診断機関の公募</b>				
15	4.1 診断機関の公募から説明会までの主要スケジュール	診断機関の公募から採択、診断機関説明会までの主要スケジュールを以下の表2に示します。	変更	今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、診断機関向け説明会の開催を中止とし、説明会資料を組合ウェブサイト公開します。なお、相談は診断機関窓口の事務所にて随時受け付ける予定です。また新規登録診断機関については、別途連絡します。
	4.2.2 診断の共同実施		追加	副診断機関も4.4.2に記載の資格保有者の所属が要件であり、応募申請書類の提出が必要です。副診断機関を登録する場合には、応募申請書の様式1別紙1、様式2別紙2、様式3-2に記入してください。「書き方の手引き」を参照して添付資料とともに主診断機関が取りまとめて診断機関窓口へ提出してください。